○大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱

平成17年３月31日教育委員会告示第１号
令和５年３月31日教育長決裁
令和７年10月27日教育長決裁

大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して、市が就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（対象者）

第２　就学援助を受けることができる者は、市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在学する児童生徒の保護者又は市の区域外に住所を有し、大船渡市立の小学校若しくは中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護者

（２）　前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当する者

ア　地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第１項に基づく市民税の非課税の措置を受けた者

イ　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第４条に基づく児童扶養手当の支給の措置を受けた者

ウ　その他経済的に困窮しており、就学に支障があると教育委員会が認める者

（就学援助の額等）

第３　就学援助の費目は、別表に掲げる費目（以下「就学援助費」という。）とする。

２　就学援助費の額は、当該年度の予算の範囲内において別に定める。

（申請）

第４　就学援助を受けようとする者は、毎年度、児童生徒の在籍する学校の長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に対し、対象者であることを証する書類を添えて就学援助の申請を行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、就学援助を受けようとする者は、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と就学援助を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請をすることができる。

３　教育委員会は、第１項に定めるもののほか、必要があると認められるときは、関係書類の提出を求めることができる。

（認定）

第５　教育委員会は、第４の申請を受けたときは、その内容を審査し、就学援助の認定（以下「認定」という。）を行うものとする。

２　教育委員会は、前項の認定を行うにあたり、必要に応じ民生委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。

３　第１項に規定する認定は、当該年度当初の申請にあっては、当該年度４月１日に行うものとする。ただし、転入学、災害その他の事情により年度の中途に申請があった者については、その都度、速やかに、認定を行なうものとする。

（支給方法等）

第６　就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により金銭又は現物で直接認定を受けた者に対して行うものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、認定を受けた者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法により行うことができる。

２　認定を受けた者は、就学援助費の請求及び受領を校長に委任することができる。この場合において、校長は、善良なる管理者の注意をもって事務処理に当たらなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費及び学校給食費の支給については、別に定める方法により行うものとする。

（変更届）

第７　認定を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは、校長を通じて、遅滞なくその旨を教

育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消）

第８　教育委員会は、認定を受けた者が年度の中途において次の各号のいずれかに該当するときは、第７の規定による届出がない場合であっても認定を取り消すものとする。

（１）　第２各号の規定に該当しなくなったとき。

（２）　当該児童生徒が死亡したとき。

（３）　当該児童生徒が大船渡市以外の小学校及び中学校に転出したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか就学援助を必要としなくなったとき。

（新入学児童生徒学用品費等に係る特例）

第９　就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等の支給については、市の区域内に住所を有し、翌年度に小学校又は中学校への入学を予定する児童生徒の保護者を小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者とみなしてこの要綱の規定を適用することができる。この場合において、申請手続その他必要な事項は、別に定める。

（補則）

第10　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第３関係）

費目	費目の内容
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	小学校又は中学校の第２学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費
校外活動費	児童生徒が校外活動（学校以外に教育の場を設けて行われる学校行事としての活動をいう。）に参加するため、直接必要な交通費及び見学料
通学費	片道の通学距離が４キロメートル以上の児童又は６キロメートル以上の生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費
ＰＴＡ会費	小学校又は中学校において、学校、学級、地域等を単位とするＰＴＡ活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費
オンライン学習通信費	ＩＣＴを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費
医療費	児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第８条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分
学校給食費	児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費